

調布市教育プラン改定作業チーム要綱

平成26年5月27日
教育委員会要綱第8号

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき平成22年3月に策定した調布市教育プランを改定するため、調布市教育プラン改定作業チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

チームは、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 調布市教育プランの改定に関すること。
- (2) 調布市教育プランの改定に係る情報の収集及び資料の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市教育プランの改定に必要な事項に関すること。

第3 構成

チームは、教育長が任命する別表に定める者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

第4 任期

メンバーの任期は、教育長が任命した日から調布市教育プラン改定の日までとする。

第5 リーダー及びサブリーダー

チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは、教育部長とする。
- 3 サブリーダーは、リーダーが指名する。
- 4 リーダーは、チームを代表し、チームの所掌事項を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 会議の招集

チームの会議は、リーダーが招集し、メンバーが出席する。

- 2 メンバーは会議に出席できないとき、当該メンバーが指定する職員を代わりに会議に出席させることができる。

第 7 意見の聴取等

リーダーは、会議の運営に必要があると認めたときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 8 学識経験者の助言

リーダーは、第 2 の規定によりチームの検討する調布市教育プランの改定について、学識経験を有する者に専門的な見地からの助言を求めることができる。

第 9 ワーキンググループ

チームの所掌事項に関して調査等の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、リーダーが任命する職員をもって構成する。

第 10 庶務

チームの庶務は、教育部教育総務課庶務係において処理する。

第 11 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3關係）

教育部長
教育部指導室長
教育部次長
教育部教育總務課長
教育部教育總務課施設担当課長
教育部學務課長
教育部學務課主幹
教育部指導室統括指導主事
教育部社會教育課長
教育部教育相談所長
東部公民館長
西部公民館長
北部公民館長
図書館長
郷土博物館長